

## 昭和57年度修士論文要旨

### 在日朝鮮人教育の現状と課題

季 月 順  
(教育学)

在日朝鮮人教育の現状はどうであり、今後の課題として何が提議されているかを考えるにあたって、在日朝鮮人の形成の歴史を理解しておく必要がある。在日朝鮮人とは、日本帝国主義の朝鮮支配の結果、日本に住むようになった朝鮮人であること。在日朝鮮人問題の出発点はここにある。

在日朝鮮人の教育に対する要求の出発点は、自分たちが日本の朝鮮統治下において、日本の皇民化教育と不就学の状況で、実質的に教育を受ける場から疎外されてきた事を踏まえ、自分たちの子弟に真の朝鮮民族としての教育を行うことであった。こうして始まった在日朝鮮人の教育運動の歴史は、常に日本政府(講和条約まではアメリカ占領軍と日本政府)の執拗な抑圧・弾圧を受けてきた歴史でもある。弾圧の最たるものは、1948年にみられる「阪神教育闘争」である。そうした抑圧・弾圧の中で学校を守ってきたことの意義は深いであろう。

ところで、アメリカ占領軍・日本政府の朝鮮人学校抑圧の論理は一貫して、在日朝鮮人の教育を教育問題としてではなく、治安問題としてとらえていたことである。日本・アメリカの国益を優先して、在日朝鮮人の教育をとらえていたからであるが、それは、民族学校が祖国との関係の中で行なわれてきたことに対する抑圧政策として表われている。即ち、日本と朝鮮民主

主義人民共和国・日本と大韓民国との関係が、そのまま民族学校に対する政策としてあらわれているのである。

その意味で韓日条約締結(1965年)は、日本政府が朝鮮の統一に関して干渉し、一方を排外(朝鮮民主主義人民共和国)する態度を明らかにしたと云える。そして、それは国籍問題にも見られるように、在日朝鮮人内部に不当な差別を作るものであった。在日朝鮮人に対する教育政策も韓日条約以後、日本の学校入学に関し、それまでの「恩恵」的態度から、同化=帰化を促進するため積極的姿勢へと変わる。

又、この時期外国人学校法案立法の動きが出てきた。この法案は、一言で云って、自主学校の廃校をもくろんだ法案である。この法案立法阻止の闘いの中で、自主学校の存在は広く日本民衆に支持され、理解が深められた。そうして、この法案は廃案になる。

1970年代に入り、自主学校は教科内容の改善等、学校のよりよい発展のため努力を重ねた。それは、自主学校に在学する朝鮮人子弟が約4万人の域を超えられていない状況をいかに克服していくかという問題をも含んでいた。ところで、残り約10万人の在日朝鮮人子弟が在籍する日本の学校では、それまでの「朝鮮人学校の門までつれていく」といった消極的な取り組みから、「目の前にいる朝鮮人児童を変えていくことが、自らの生き方を変革し、日本社会をわずかでも変える原点になる」として「本名を呼び、名のる」運動を中心に、日本人教師たちは、在日朝鮮人児童の教育に積極的に取り組み始め

た。この運動の中心になっているのが「日本の学校に在籍する在日朝鮮人児童の教育を考える会」の教師達である。

「考える会」は79年以後、毎年全国集会を開催した。そうした中で提議されている課題は次のようである。

第1は、日本人児童生徒のもつ歪められた「朝鮮」「朝鮮人」観を正す教育内容の創造と実践をすすめること。第2は、日本の学校に学ぶ朝鮮人生徒が、民族的自覚をもって生きぬくため、どのような教育を保障していくかということ。第3は、在日朝鮮人生徒の進路を保障するために、どのような取り組みをすすめていくかということ。第4に、学校・地域での在日朝鮮人子ども会や親の活動など、日本人と在日朝鮮人の連帯をどのようにすすめていくかということである。

一方、主体であるべき在日朝鮮人は、その子弟の教育をそれぞれ批判、対立の関係でとらえるのではなく、統一的立場から考える必要がある。それぞれが補完し合う形で、在日朝鮮人の教育の責任をとっていかなければならない。特に、民族学校の中で圧倒的有位を占める自主学校の責任は重い。行政的には、一貫して無視する形をとってきた日本政府に、自主学校の存在を、在日朝鮮人の権利として認めさせることが必要である。そのことは、必ずしも自主学校にとって決定的な要因にはなり得ないにしても、その教育活動に貢献することはまちがいないであろう。そして、それは実利主義に落ち入り、未だ事大主義を克服し得ていない親（同胞）の認識をいかに変えるかといった問題とも密接につながっている。

民族学校で学ぶことがベストであり、原則ではあるが、現実に日本の学校に在籍する朝鮮人子弟の多い事を踏まえ、日本人教師と密接な関

係を持ちながら、積極的に関わっていくことが必要である。

## 在日朝鮮人教育をめぐる基本課題

趙 博  
(教育学)

戦前に於ける植民地教育の課題は、「朝鮮統治の永久化」を図るべく教育に於ける同化主義がとられた。このことは、教育が国家機能として持っている本来の非暴力的側面を否定し、強権的に朝鮮民族全体に覆いかぶさるものであった。「天皇制に対する合意の大系」づくりが外的強制力を持つにいたるという克服しがたい矛盾をかかえながら、ファシズム戦争期を迎えることになる。敗戦の後も為政者達は「日鮮同祖論」等の思想的保塁を残したまま植民地教育は崩壊するにいたる。

ところが在日朝鮮人の場合は、その形成に於ける独自性を反映して、同化主義の側面が、より、労働力陶冶と配置の要求に結合され、国策としての（内策としての）在日朝鮮人対策が、全て「一視同仁」「内鮮一体」という「教育的側面」を持ち、専門機関としての「協和会」を出現せしめる。「内地に於ける外地同胞」の生活改善を前面に出しながら、卒先して「皇民化」をはかり、イデオロギー的同質化を「果した」在日朝鮮人を立派な朝鮮人、皇国臣民、同胞という定式の下に独自の在日朝鮮人観を形成した。この形成のし方が、社会政策、教育政策を通じてのものであっただけに、天皇制イデオロギーが否定された後も「国民意識」として「同化主体」とも言うべき在日朝鮮人像は、根強く存在しつづけることになる。このような構造をかかえながら、戦後を迎えるのである。

戦後、在日朝鮮人運動の教育綱領、自己教育運動として出発した教育運動は、GHQ、日本政府の弾圧で以って、その支柱であった「自主学校」は閉鎖され、多くの朝鮮人児童の公立学校への組み込みがなされた。

この間の歴史は、近代に於ける人権のあり方、人間の「公人」と「私人」への分裂を基にする近代的人間のあり方に深く関係しており、日本国籍強制→強制離脱プロセスが、皇国臣民化→外国人へという形で、全く権利主体としての朝鮮人のあり方が実現しえない状況づくりであったことを明確にした。

ところが、戦後の在日朝鮮人教育は、教育に於ける「国民教育論の立場からの擁護論に終始したが為に、民族教育は、民族主義教育となり、公教育に於ける排外体制が自己教育の前提とならねばならないというパラドックスに陥っている。

公教育批判をその主内容とせねばならない必然性を明らかにし、在日朝鮮人政策の今日的展開を読みとる中で、「教育論」に課せられる思想的課題を述べた。

## 性教育論の展開と課題

小代 誠一郎  
(教育学)

序において1982年におこった優生保護法「改正」策動が思想的に戦前の日本を支配していた「富国強兵」思想とヨーロッパの性を支配してきたキリスト教思想にもとづいていることを確認した後、第1章は「人間の性」支配の性思想史というテーマで(1)キリスト教の性思想、(2)近代日本における性思想を概観する。(1)ではパウロ・アウグスティヌス・カッシアヌス等の初期、

イデオログから現代にいたるまでいかにキリスト教が人間の性を否定的にみてきたか、女性を差別的にあつかってきたかという点について明らかにする。また、キリスト教の性思想への批判者として、ニーチェおよびボーボワールをとりあげる。(2)においては、まず明治維新によって権力をにぎった政府が庶民の文化にどのような政策をもって対応していったかをみる。いうまでもなく、それらの政策は欧米列強と肩をならべるための「近代化」のためであり、「富国強兵」のためである。そして、そのための思想的基盤は儒教であり、また儒教を補完するキリスト教であった。また、ここでは、存娼論者としての福沢諭吉、廃娼論者としての山室軍平、禁欲主義者の倉田百三、性欲学者の羽太鋭治らの思想をみる。また、産児制限論がどのようなあつかい方をうけたか、墮胎罪・姦通罪についての考え方もみておく。第2章は性教育論の展開というテーマで(1)戦前の性教育論、(2)戦後の性教育論を概観する。(1)では1920年代に性教育論の論陣をはった澤田順次郎や市川源三らをまずとりあげる。彼らの思想の特徴は(I)「自瀆」の禁圧(II)花柳病の予防(III)民族・国家の発展、をめざしたことである。しかし、「自瀆」についての考え方にみられるように、彼らは倫理主義的・国家主義であった。彼らとは異なる視点・研究方法を性教育論にもちこんだのが山本宣治である。山本は、聴講者から資料をあつめ、それによって理論を形成していく。「自瀆」を「自慰」とよびかえるように主張し、性教育は「自知自敬自制の力」を養うのが目的とした。また、彼は産児制限運動にも関与し、廓清運動にも重要な視点を提出している。山本以後の性教育論として、星野鐵男、黒龍成至・きよ子らの性教育論をとりあげている。(2)ではまず戦後の政府や文部省の性教育をめぐる動き、民間団体

の動きをとりあげる。ここでは、戦後の性教育が、「純潔教育」から Sex Education としての性教育、そして、Sexuality Education としての性教育へと展開してきたことが明らかとされる。そして、この展開に貢献したのが朝山新一と村松博雄である。朝山は「人間の性」の特質を研究してきたのであるし、村松は、男女平等という視点を強力にうちだしたのである。第3章は性教育論の課題というテーマである。ここでは、現代の性教育論の課題について考える。特に問題とされているのは避妊教育である。同時に男女平等教育の重要性も主張している。さらに、最近刊行された性教育書をとりあげ、それらを批評することをとおして、現代の性教育論が克服すべき点を明らかにしている。

## 文章記憶に及ぼす処理資源の効果

桑原尚史  
(心理学)

文章処理を、処理資源という観点でとらえれば、そこには次の3つの側面が考えられる。それは1) テキストが要求する処理資源の量、2) 処理体の投入可能な処理資源の量、および3) 処理体が投入しようとする処理資源の量、の3つの側面である。本研究は、この3つの側面を実験的に操作し、文章記憶に及ぼす処理資源の効果を検討し、文章の処理過程を考察することを目的としている。本研究においては、1) テキストが要求する処理資源の量の操作はテキストの抽象性を変化させることによって行い、2) 処理体の投入可能な処理資源の量はテキスト処理の際の共在課題の量あるいは有無によって行い、そして3) 処理体が投入しようとする処理資源の量はテキスト処理の際に処理体に異なる目標

を与えることによって行った。

実験Ⅰはテキストが要求する処理資源の量と、投入可能な処理資源の量を同時に操作しテキストの記憶に及ぼす効果を検討することを目的とした。ここでは、テキストが要求する処理資源の量が少ないほど、また投入可能な処理資源の量が多いほど、テキストの記憶量が増加することが示された。

実験Ⅱは、テキストにおける各命題の重要度を被験者の評定により決定し、実験Ⅰで示されたテキストが要求する処理資源の量および投入可能な処理資源の量がテキスト処理に及ぼす効果が、命題の重要性との関連でどのように変化するかを検討することを目的とした。そして、実験Ⅰで示されたテキストの要求する処理資源の量が少ないほどテキストの記憶量は増加するという結果は、中位・下位命題においてのみ認められ、上位命題においてはその効果は認められないという結果を得た。これに対する解釈として、文章内の重要度の高い命題から優先的に処理資源が配分されるのではないかという考察がなされた。

実験Ⅲは、テキスト処理に投入しうる処理資源の量と、テキストを処理する際の目標を同時に操作し、テキストの記憶に及ぼす効果を命題の重要性との関連で質的に検討することを目的とした。ここでは、処理体がテキスト処理に投入しようとする処理資源の量は目標によって異なること、および処理資源の配分方略は目標によって異なることが明らかにされた。

実験Ⅳは、テキストが要求する処理資源の量と、テキストを処理する際の目標を同時に操作し、テキストの記憶に及ぼす効果を命題の重要性との関連で質的に検討することを目的とした。ここでは、目標を達成するのに必要な処理資源の量、およびテキストが要求する処理資源の量

は一定ではなく、両者は相互に影響し合う関係であることが明らかにされた。そして、処理体はこれを適切に評価し、適切な量の処理資源の量を投入し、テキストを最適な水準に処理するということが示唆された。また、その際の処理資源の配分方略は、テキストあるいは目標によって異なることが示された。

以上の結果から、文章処理を、処理資源の観点からとらえると、そこには2つの機能的な側面があると考察された。1つは、投入する処理資源の量を決定する機能的側面であり、もう1つは、処理資源の配分方略を決定する機能的側面である。そして、このような機能を統括し、処理過程をモニタリングする、たとえばメタ認知のような、柔軟性に富む高度な制御過程を想定する必要があることが示唆された。

## 障害児におけるコミュニケーション行動の形成と拡大

### —事例研究より—

石田 陽彦  
(心理学)

本研究は、自閉的傾向をもった障害児の Communication 行動の形成と拡大について論じたものである。

第Ⅱ節ではまず、「自閉症論」の変遷についての概要を述べることにより、混沌とした「自閉症」の定義にこだわることなく、自閉的傾向をもった障害児に対していかに係りをもつかという点で筆者が行おうとする研究と教育実践の方向付けをする。

第Ⅲ節では、自閉的傾向をもった障害児の Communication 行動に視点をいた実践をすることは、ヒトとヒトとの生命維持や生活を営む上

で不可欠な要因である情報授受行動を重視するものであると規定し、自閉的傾向をもった障害児における Communication 行動研究の意義について考える。

第Ⅳ節では、梅津(1967)と藤井(1981)の交信行動のモデルと Communication 行動のモデルをあげ、一般に、Communication 行動はいかにして形成され、また拡大されて行くかについて仮説する。

第Ⅴ節では、第Ⅳ節の仮説にもとづき、自閉的傾向をもった障害児の Communication 行動は、彼らの有する現在の Communication 能力からみて、得的行動水準からの母子相互関係によって形成される Communication 行動の基盤の形成が妨げられたものであるとの理解をし、それらの子供たちの教育訓練に対する基本的姿勢を述べる。

第Ⅵ節では、6年間筆者が、教育的係りを持ち、Communication 行動の形成と拡大について、成果を得たと言える実践的取り組みの概略を、事例として報告する。

第Ⅶ節では、以上の論義と実践をふまえ、自閉的傾向をもった障害児の Communication 行動の形成と拡大を意図した実践を行うことの重要性について、包括的な論義を行い、障害の新たな理解を求める問題提起とする。

以上が、障害児における Communication 行動の形成と拡大についての論義の要約である。

## 自閉的傾向のある子供の教育訓練 —実践的研究—

上野 弘 司  
(心理学)

ロバースの自閉的傾向のある子供に対する言語訓練における、般化、効率、言語が本質的な役割として獲得されていないことなどの問題点は、先行刺激による制御を規則的に行ないすぎたこと、自発的発声を重要視しなかったことなど、訓練事態を、訓練者と子供との相互交渉事態として、設定しなかったことにある。

我々は、梅津几三の視覚の手がかり課題を利用し、ロバースの問題点を克服する形で、自閉的傾向のある子供の教育訓練を行なった。

対象児は3名で、それぞれ言語レベルが異なるが、3名とも、他者との相互交渉がほとんど全くとれない子供であった。

我々の訓練スケジュールは、大きく次の3点に分けられる。

1. 対象児の自発的発声に強化刺激を与える、あるいは対象児のオペラント事態に馭致する形で、その場面に入り込むことによって、対象児の自発的行動をサポートに向けるようにする(対象児→サポーター→対象児・関係の形成)。

2. 1.に順じた形を続けながら、サポーターの設定した行動、あるいは場면을提示し、シェイピング手続きによって、サポーターの行動、設定場面に反応することができるようにする(サポーター→対象児→サポーター・関係の形成)。そして、対象児とサポーターの間に働きかけあう関係が形成されるようにする。

3. 1.2.によって習得された音声言語による相互交渉が、日常場面でもスムーズに出現するように、母親等に訓練場면을観察してもらい、理論的背景を説明し、家庭でも訓練場面と同じ

ような行動変容手続きを行なってもらう。

症例Ⅰは、3ステップ30セッションの訓練が行なわれ、対象児の自発的発声に揺さぶり刺激を与えることによって、対象児の自発的発声の制御を試み、途中までは成功したが、品質的障害の疑いが生じし、医学的治療が優先されることとなった。

症例Ⅱは、10ステップ62セッションの訓練が行なわれ、対象児のオペラント行動に強化刺激を与えることによって、対象児は、サポーターに自発的行動を向けるようになり、サポーターの動作、音声模倣をし、その模倣によって獲得した行動を自発し、次々と相互交渉のための音声言語を習得した。また、模倣の構えも形成された。

症例Ⅲは、4ステップ21セッションの訓練が行なわれ、対象児は、強い興味のあるゲーム事態で、それまで全くできなかった相互交渉が可能となったので、サポーターは、その場面に馭致し、徐々に、ゲーム性の希薄化、相互交渉の複雑化を図り、それでもなお、相互交渉は継続し、維持された。